

国や道のこれまでの新型コロナウイルス感染症関連対策（雇用関連）

1 国の主な雇用関連の対策

(1) 雇用の維持と事業の継続、生活の下支えをするために、以下の支援制度等を創設・拡充
 <個人向けの主な支援制度>

支援制度	主な支援概要
特別定額給付金	家計への支援のため1人当たり10万円給付
子育て世帯臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に対して児童1人当たり1万円支給
ひとり親世帯への臨時特別給付金	・児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円（第2子以降3万円/人）給付 ・収入が減少した児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円給付
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業手当等を受け取れなかった中小企業の労働者に対して休業前賃金の80%（1日11,000円上限/人）を休業実績に応じて支給
住居確保給付金の拡大	休業等で収入が減少し住居を失うおそれのある方に対して家賃相当額を支給
学生支援緊急給付金	アルバイト収入の減少により修学の継続が困難になっている学生等に1人当たり10万円を給付（うち住民税非課税世帯の学生は20万円）
緊急小口資金	主に休業等をされた方に対して最大20万円を貸付
総合支援資金(生活支援費)	主に失業等をされた方に対して、単身世帯は月15万円以内、複数世帯は月20万円以内を貸付

<企業向けの主な支援制度>

支援制度	主な支援概要
持続化給付金	売上が50%以上減少した事業者に対して給付金を支給（法人：上限200万円、個人事業者：上限100万円）
家賃支援給付金	売上が50%以上減少もしくは3ヶ月の売上が30%以上減少した事業者に対して家賃6ヶ月分を支給（法人：上限100万円/月 個人事業者：上限50万円/月）
政府系金融機関の融資	当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による融資
雇用調整助成金の特例措置の拡大	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部を助成 助成率：中小企業 4/5 要件を満たす場合 最大 10/10 大企業 2/3 要件を満たす場合 最大 3/4 上 限：日額15,000円/人
小学校休業等対応助成金・支援金	学校の臨時休業などに伴い子どもなどの世話で休暇を取得させた場合や、休業をした場合に、助成金・支援金を支給 ・従業員に有給休暇（年次有給休暇除く）を取得させた事業主に賃金見合いを助成（上限：日額15,000円/1人） ・個人事業主またはフリーランスに支援金を支給（上限：日額7,500円）
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	介護のための有給の休暇制度を整備し当該休暇を合計して5日以上取得させた中小事業者に対して、1人当たり20～35万円助成
母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主に1人当たり25～100万円を助成
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）	テレワークの新規導入に取り組む中小事業者に最大300万円を助成（助成率3/4限度）
テレワークマネージャーによる相談対応等	在宅勤務などを行うためのICT機器、システムや情報セキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談対応

(2) 上記の支援制度等の創設・拡充に加え、以下の取組を実施

- ・労働局やハローワーク等に「特別労働相談窓口」を設置するとともに、離職者の再就職を支援するハローワークの就職支援ナビゲーターの拡充、外国人労働者向けの相談対応の強化。
- ・経済団体等に対して雇用維持や積極的な求人、新卒者の採用、休みやすい環境の整備などについて要請。

国や道のこれまでの新型コロナウイルス感染症関連対策（雇用関連）

2 道の主な雇用関連の対策

(1) 「北海道における新型コロナウイルス対策の展開方向」に基づき以下の緊急対策を実施

主な事業とその概要
<オンライン就職活動緊急支援事業> 企業の就職セミナーや合同企業説明会を Web 上で配信し、感染拡大防止を図りつつ、若年者の求職を支援
<離職者向け再就職支援事業> ジョブカフェのカウンセリング体制の拡充や、Web による企業説明会等を地域と連携して開催し、離職を余儀なくされた方々の再就職を支援
<道の会計年度職員としての採用> 内定取消や離職者、アルバイト先休業の学生等を対象として会計年度任用職員として採用
<「短期お仕事サイト」の開設> 人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあつて短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることにより、企業の生産維持・事業継続をサポート
<道の融資制度(中小企業総合振興資金)> 新型コロナウイルス感染症対応資金を創設し、売上減少の著しい中小・小規模企業に対し、3年間の実質無利子化及び保証料の全額補助等を実施 最大6,000万円 据置最大5年間
<専門家派遣> 資金繰りや雇用環境、助成金、給付金など事業者が抱える課題に応じ、必要な専門家を無料で派遣
<勤労者福祉資金> 教育費や一般生活費などの資金を、取扱金融機関を通じて低利で融資 ・中小企業従業員、非正規雇用労働者：120万円以内 （新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた勤労者は保証料免除） ・事業主都合の離職者：100万円以内（保証料免除）

(2) 相談体制の整備

- ・「労働相談ホットライン」により、労働者、経営者からの労働契約や賃金など、様々な労働問題に関する相談に対応。
- ・国の雇用調整助成金の申請をサポートする「申請サポート窓口」を、本庁および各振興局に設置。

(3) 国や道内の経済団体等に対する要請活動

①国に対する要望

- ・雇用調整助成金の特例措置（助成率・限度額の引き上げ、期間延長、申請簡素化など）の拡大
- ・テレワークの推進に向けて、各種助成金や補助金の充実
- ・雇用調整助成金の特例期間の延長、基金を活用した緊急雇用創出事業創設（全国知事会） など

②経済団体等への要望

- ・休みやすい職場環境の整備やテレワークの実施など職場における感染症拡大防止
- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新規学卒者に対する特段の配慮
- ・雇用調整助成金の活用等による雇用維持等
- ・派遣労働者の雇い止め防止に向けた配慮 など